

【労務】DX 投資促進税制：デジタル変革を支援する新たな税制措置

①DX 投資促進税制の概要【適用期限：2024 年度末（2025 年 3 月 31 日）まで】

DX 投資促進税制とは、産業競争力強化法に基づく自部門・拠点毎ではない、全社レベルの DX に向けた計画を主務大臣が認定した上で、DX の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（最大 5%）または特別償却 30%を措置する計画認定制度です。本税制措置を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

【制度概要】

認定要件	デジタル (D) 要件	<ul style="list-style-type: none">① データ連携 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること)② クラウド技術の活用③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保)
	企業変革 (X) 要件	<ul style="list-style-type: none">① 全社レベルでの売上上具が見込まれる② 成長性の高い海外市場の獲得を図ること③ 全社の意思決定に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)

税制措置の内容

対象設備	税額控除	特別償却
・ ソフトウェア	3%	OR 30%
・ 繰延資産 ^{*1}		
・ 器具備品 ^{*2}	5% ^{*3}	
・ 機械装置 ^{*2}		

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合

- ※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**
- ※ **投資額上限：300億円**
(300億円を上回る投資は300億円まで)
- ※ **税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで**

- ・ 青色申告書を提出する法人であること
- ・ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者であること
- ・ 情報技術適応計画 (DX 投資促進税制) が主務大臣に認定されていること

なお、令和 4 年度までの DX 投資促進税制 (旧制度) を活用した事業者は、現制度下での税制を利用することはできません。

②認定要件

DX投資促進税制を活用するためには、事業適応計画の認定要件（D要件・X要件）を満たす必要があります。特に、デジタル人材の育成・確保の取組や、成長性の高い海外市場の獲得を含めた国内外での売上上昇につながる「攻め」のDXを行っていないと計画認定されない制度となっています。特に留意が必要な考え方の詳細は、以下をご覧ください。

【要件一覧】

概要	詳細
①計画期間	情報技術事業適応に関する計画（事業適応計画）の実施期間が、10年以内（目標達成の翌年度以降は報告義務免除）
②新需要の開拓	計画期間内において当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間（おおよそコロナ禍前5事業年度）における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）の平均値の10%以上の達成が見込まれること
③財務の健全性（企業単位）	計画の終了年度において①有利子負債/CF \leq 10、及び、②経常収入 $>$ 経常支出の達成が見込まれること。
④前向きな取組（取組単位）	<p>計画の終了年度において当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の海外売上高比率が基準値（比較対象期間における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）のうち、海外売上高の額の占める割合の平均値）と50%との平均値以上の達成が見込まれること。なお、基準値が50%を超えている場合は、50%以上とする。</p> <p>AND</p> <p>クラウド技術を活用し、既存データと次のいずれかのデータとを連携し、有効に利活用すること</p> <p>①グループ内外の事業者・個人の有するデータ ②センサー等を利用して新たに取得するデータ</p>
⑤全社的取組	実施しようとする事業適応が、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議・決定（一事業部門・一事業拠点でなく組織的な意思決定）に基づくものであること
⑥その他	<p>①令和4年12月1日以降に「DX認定」の取得・更新を行った者であること。</p> <p>②過去にDX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けたことが無いこと*</p> <p>③投資額が過去3年の国内売上高平均額の0.1%以上であること（連結会社の場合は連結決算の売上高を用いる）</p> <p>④設備等が、(i)クラウドシステムの構築又は使用に必要なものであること、(ii)中古設備でないこと、(iii)貸付けや、産業試験研究の用に供するものでないこと、(iv)ソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する業の事業の用に供するものでないこと及び(v)国内にある事業の用に供しないものでないこと</p> <p>⑤ハードウェアについては、データ連携するなどソフトウェアと一体的に利用するものであること</p> <p>⑥繰延資産については、クラウドシステムの構築に係るものであること</p>

新需要開拓（売上高要件）についての考え方

当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間（おおよそコロナ禍前5事業年度）における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）の平均値の10%以上であることが必要です。

$$\frac{\text{(A) 事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高}}{\text{(B) 比較対象期間(*)の平均連結売上高}} \geq 10\%$$

(*) 2、3月決算法人の場合：2014年度～2018年度の5事業年度、それ以外の法人の場合：2015年度～2019年度の5事業年度

例1：事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高が10億円（A）、比較対象期間における平均連結売上高が100億円（B）の場合

$$A / B = 10 / 100 = 0.1 = 10\% \rightarrow A / B \geq 10\% \text{ を満たす}$$

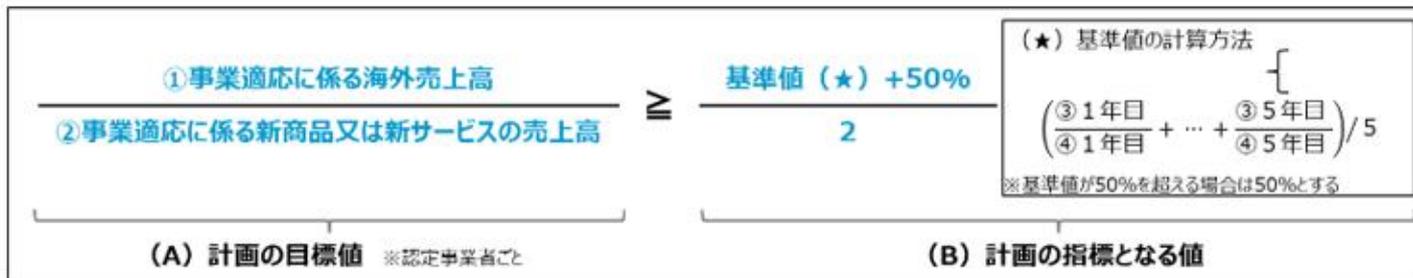
例2：事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高が7億円（A）、比較対象期間における平均連結売上高が100億円（B）の場合

$$A / B = 7 / 100 = 0.07 = 7\% \rightarrow A / B \geq 10\% \text{ を満たさない}$$

事業適応計画の実施により、対象事業の売上高のうち、一定の割合（25～50％）以上を海外売上高が占める計画であることが必要です。

具体的には、当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の海外売上高比率が、基準値（比較対象期間における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）のうち、海外売上高の額の占める割合の平均値）であるX%と50%との平均値（(X+50%）/2）以上であることが必要です。

なお、基準値が50%を超えている場合は、新需要開拓の要件の売上高のうちの50%以上が必要です。



例1：要件の該当有無に関する考え方

事業適応に係る海外売上高①	4億円				
事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高②	10億円				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
比較対象期間における海外売上高③	15億円	20億円	20億円	30億円	30億円
比較対象期間における全事業売上高④	100億円	100億円	100億円	120億円	150億円

(A) : 4① / 10② = 40%

(B) : ((15③/100④ + 20/100 + 20/100 + 30/120 + 30/150) / 5 + 50%) / 2 = 35%

40% > 35% → (A) ≥ (B) であるため、要件を満たす

例2：基準値の考え方

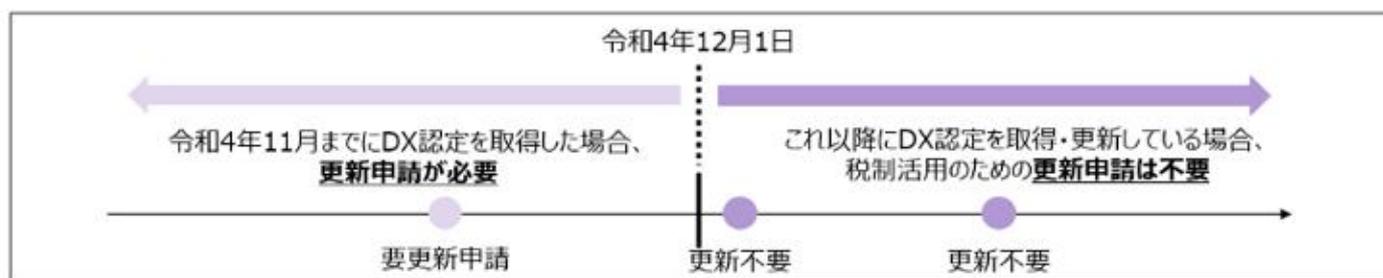
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
比較対象期間における海外売上高③	60億円	70億円	72億円	60億円	90億円
比較対象期間における全事業売上高④	100億円	100億円	120億円	120億円	150億円

基準値 : (60③/100④ + 70/100 + 72/120 + 60/120 + 90/150) / 5 = 60%

60% (= 50%を超える) → (B) = 50%

その他（DX 認定の取得・更新）の考え方

デジタルガバナンスコードが改訂され、DX 認定制度の基準が変更されたことに伴い、DX 投資促進税制を活用するにあたり、DX 認定制度の基準が変更された 2022年12月1日以降に、DX 認定の取得・更新を実施していることが必要です。



例1：令和5年3月に認定を初めて取得した場合 → **要件を満たす**

例2：令和3年1月に認定を初めて取得。令和5年1月に認定を更新した場合 → **要件を満たす**

例3：令和4年3月に認定を初めて取得した場合 → **要件を満たさないため、認定の更新が必要**

(注意) DX 認定の取得・更新については、申請から審査完了までに一定の期間を要することから、DX 投資促進税制活用のためにDX 認定の取得・更新を希望されている場合、十分な時間的余裕をもって申請することが必要。

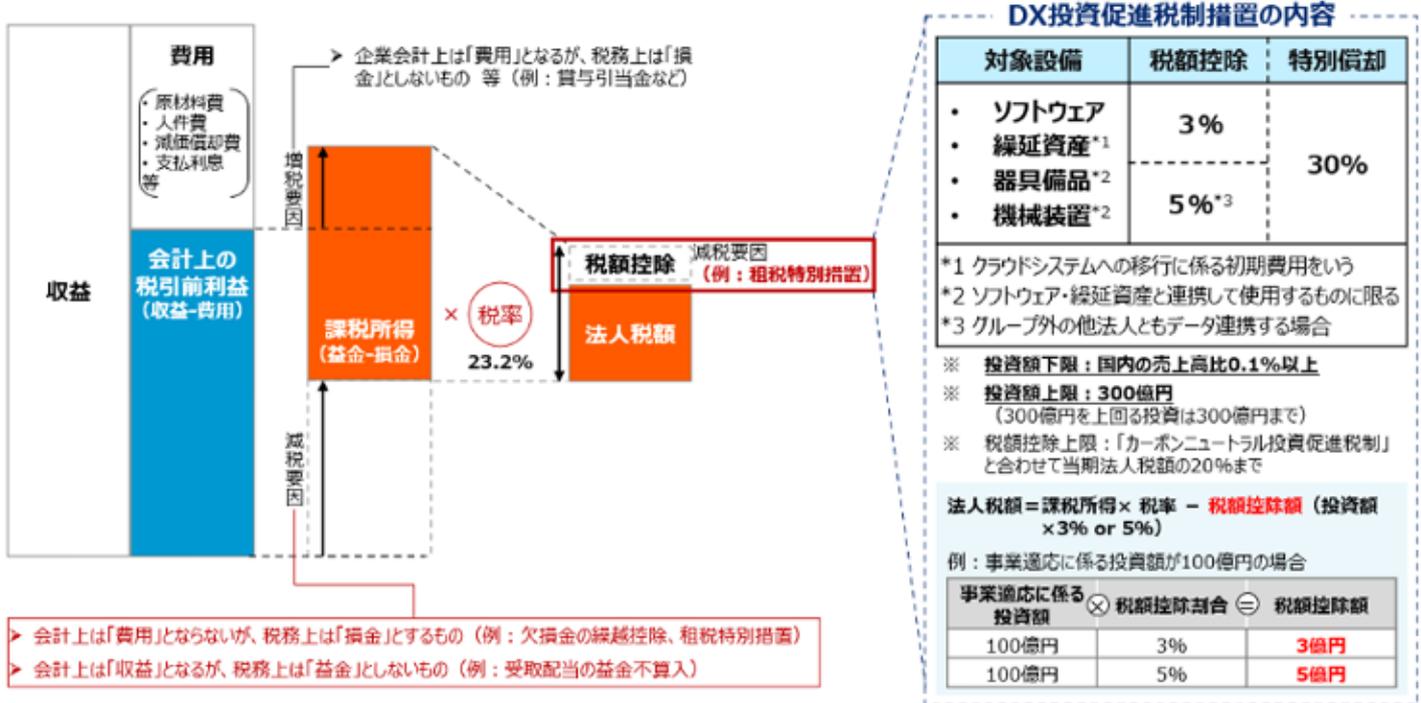
・認定の取得：60営業日（約3か月程度）※土日祝日を含めない

・認定の更新：60日間（約2か月程度）

⇒詳細は (<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html>) を参照

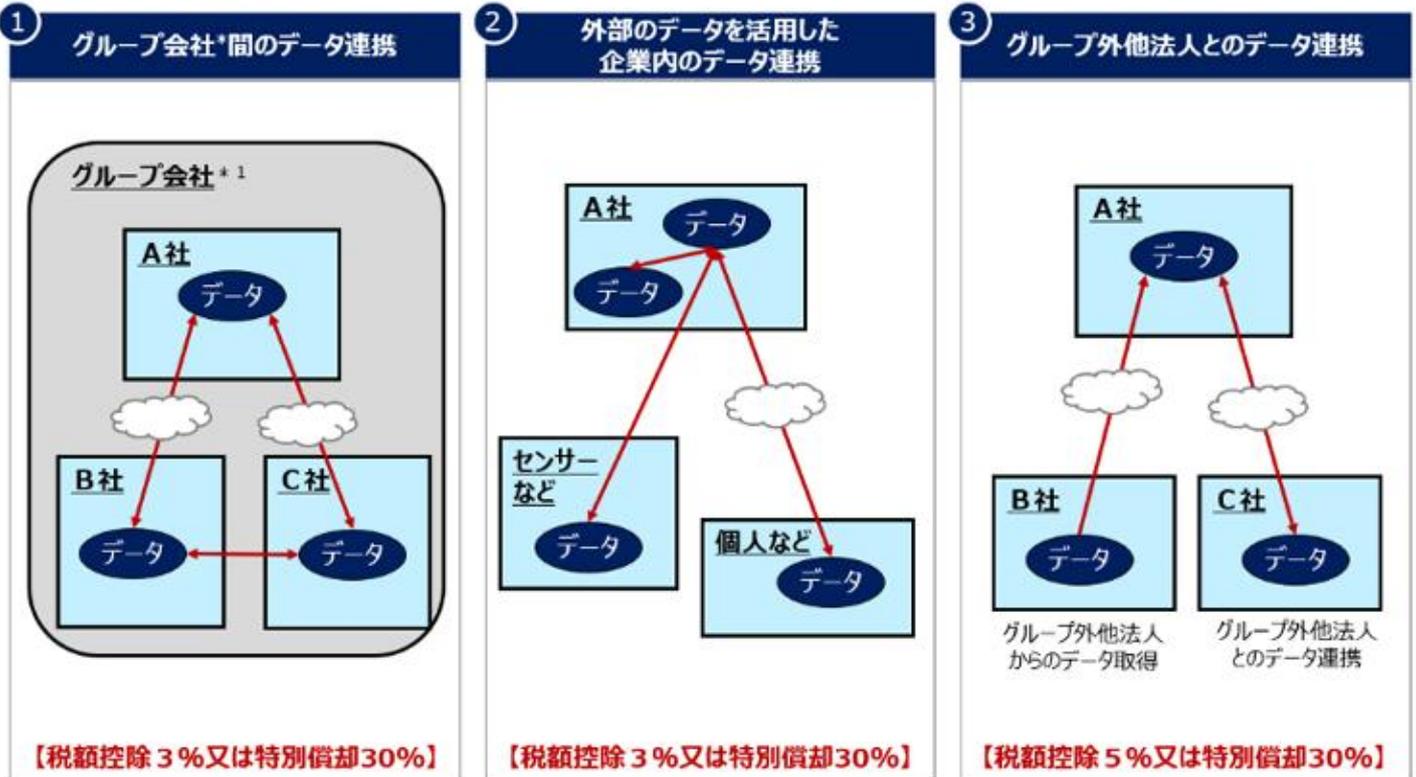
③DX 投資促進税制における税額控除の考え方

事業適応計画が認定され、対象設備であるソフトウェアや繰延資産、器具備品、機械装置などを適用期間内（2025年3月31日まで）に事業の用に供した場合、**法人税額（課税所得から一定の法人税率を掛けて算出）から税額控除（最大5%）の措置、もしくは経費として算入することのできる特別償却（30%）の措置**を受けることができます。



なお、税額控除率はグループ内外のデータ連携のタイプにより変わり、グループ会社間、もしくは企業内のデータ連携であれば3%、グループ外他法人とのデータ連携であれば5%になります。

【データ連携のタイプ】



*1:グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③兄弟会社（＝当該①親会社の自社以外の子会社）のいずれかをいう。

④DX 投資促進税制の申請～税務申告・実施状況報告書提出までの手続き

計画認定の各省庁窓口

計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。担当省庁が不明な場合や DX 投資促進税制の一般的な問合せは、経済産業省までお問い合わせください。

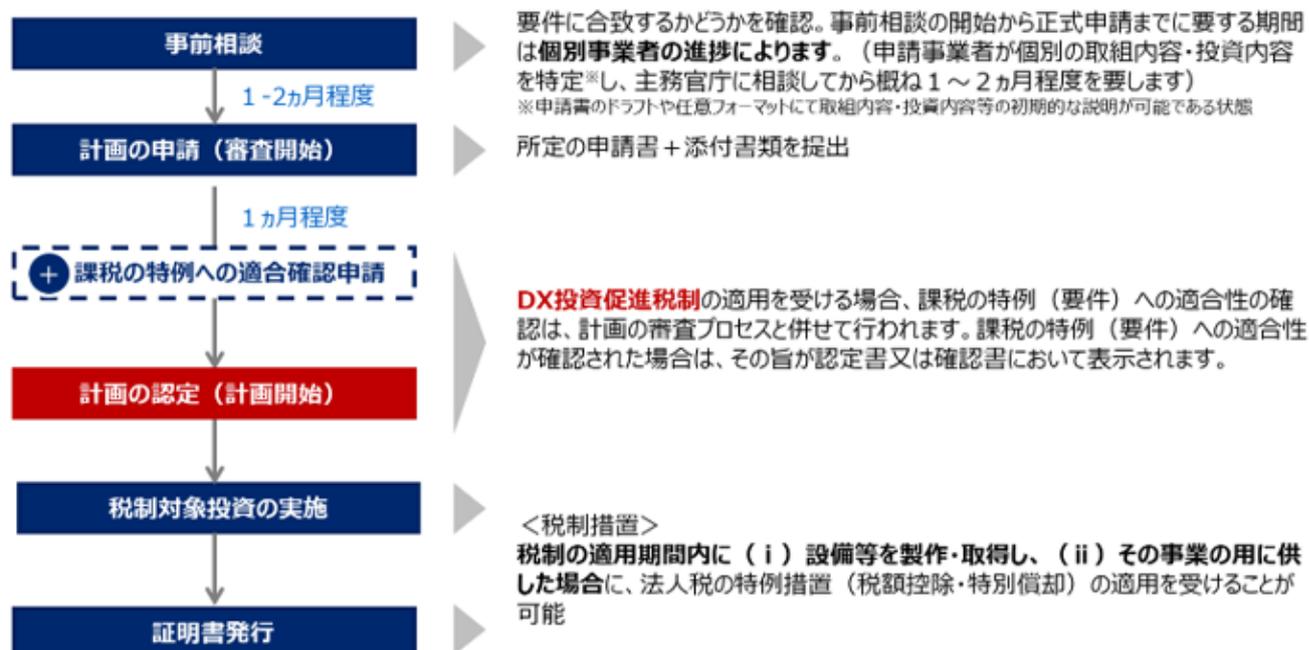
【主な各省庁窓口】

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	情報技術利用促進課	03-3501-2646
金融庁	金融機関	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 (DX、繰越欠損金の控除特例) 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 (カーボンニュートラル)	03-3502-8111
国土交通省	運輸業	総合政策局 交通政策課	03-5253-8111
	造船業	海事局 船舶産業課	
	建設業	不動産・建設経済局 建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351
	フロン業	地球環境局 フロン対策室	

申請のプロセス

DX 投資促進税制活用のため、事業適応計画の認定を申請する場合、計画の認定（計画開始）を予定している時点から約 2～3 カ月前に事業を所管している主務省庁への事前相談が必要です。（なお、下記のスケジュールはあくまで目安であり、申請事業者の資料作成等に要する時間や計画内容により前後します。）

【証明書発行までの想定プロセス】

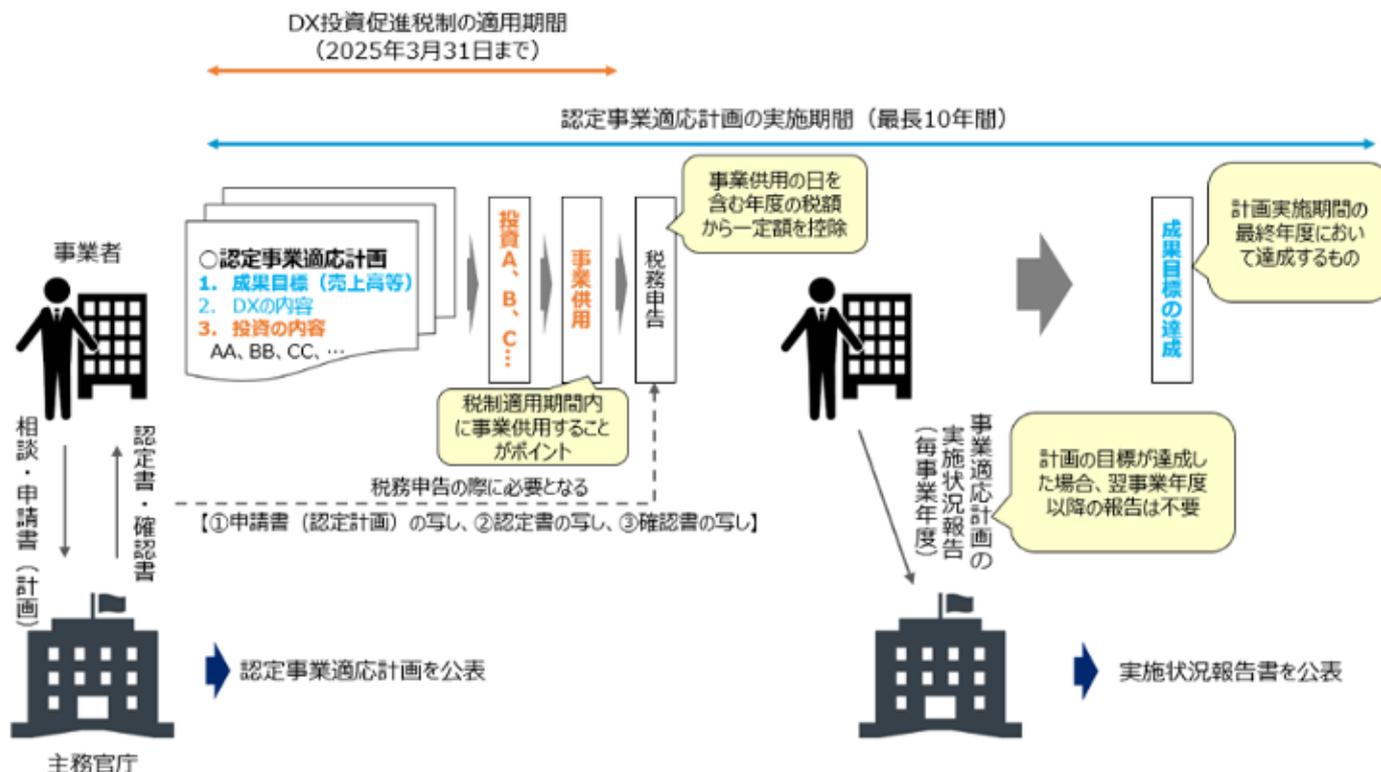


税制措置の適用を受ける際の手続フローイメージ

DX投資促進税制利用による税額控除・特別償却の措置を受ける場合、次の3つの資料をご用意の上で、お近くの税務署に税務申告を行う必要があります。

- ①事業適応計画の申請書（認定計画）の写し
- ②事業適応計画の認定書の写し
- ③事業適応計画の認定確認書の写し

詳しい手続きフローは以下のイメージ図となっておりますので、ご確認ください。



実施状況報告書の留意点

・計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。

報告書の提出時期は**原則、認定事業者の事業年度終了後3ヶ月以内となり、毎年度公表されます。**

(なお、事業適応期間中に目標を達成した場合は、翌年度以降の報告は不要となります。)

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じた、又は生じるおそれがある場合にはただちに認定省庁にご相談ください。

・計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。

例えば、新需要開拓の要件の目標値の大幅な変更や、前向きな取組の内容の大幅な変更などが対象となります。計画変更の際の認定基準は、当初の申請時と同じ基準が適用され、また、変更認定の後に公表される点も同様です。

・計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。**実施状況の報告と同様に**公表されます。

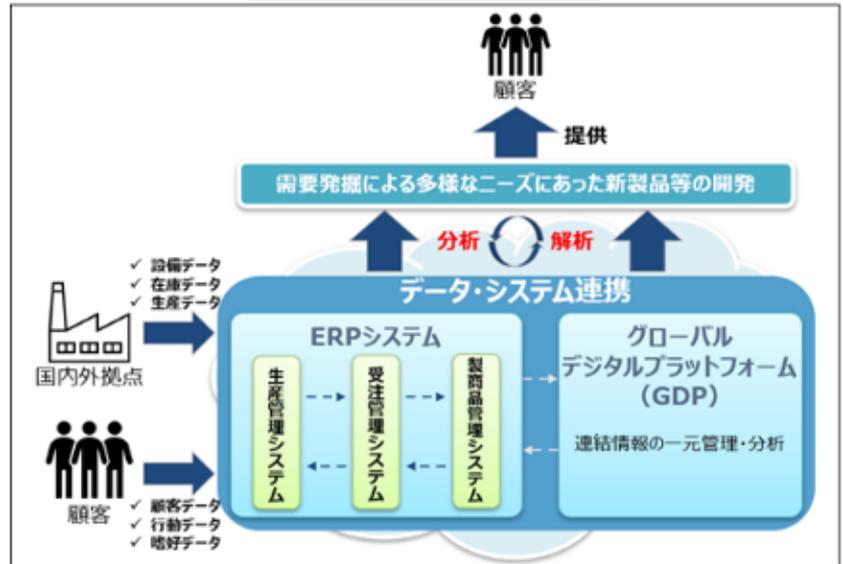
(事例) 関西ペイント株式会社

- 国内及び海外の新規顧客・新市場を獲得するために、一元化されたデータをクラウド上でシームレスなデータ連携を行い、精度の高い分析・解析を実施する。
- これにより、市場トレンドを把握・発掘が可能となり、結果としてプラットフォームを活用し、例えば環境に配慮した塗料などの多様なニーズにあった新商品の開発やそれに伴った新規顧客を獲得し、企業収益の拡大及び企業価値の向上を実現する。

事業適応計画の概要

<p>1. 事業適応計画の実施期間 2023年7月～2032年3月</p> <p>2. 新需要開拓目標 当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間における売上高の額の平均値の10%以上となることを目標とする。</p> <p>3. 前向きな取組の目標 上記2の海外比率が、50%以上となることを目標とする。</p> <p>4. 支援措置 税制措置（DX投資促進税制）</p>

取組の内容のイメージ



その他の認定案件については以下をご覧ください

DX 投資促進税制認定案件一覧

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html